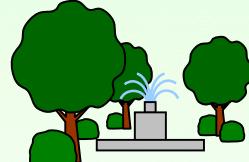


学校



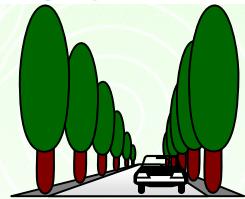
保育所



公園



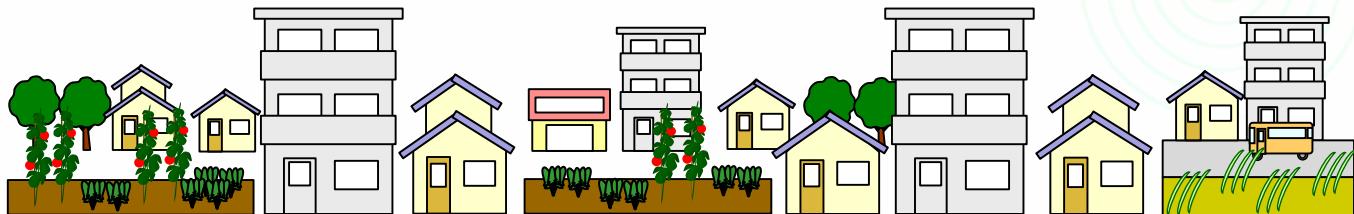
病院



街路樹

このような所で、周囲を気にせず

農薬を散布していませんか？



住宅地近隣の農地、市民農園、家庭菜園、空き地、道端

農薬で健康被害を受けている方がいます！

農薬飛散による被害の発生を防ぐために

学校、保育所、病院、公園等の公共施設、街路樹、住宅地と共に近接する土地、住宅地に近接する森林等（以下「公園等」と称します）、及び住宅地に隣接した家庭菜園・市民農園を含む農地の管理にあたっては、*公園マニュアルを参考にして農薬の飛散を原因とする、住民や子ども等への健康被害が生じないよう、農薬を使用しない管理を心がけましょう。また、農薬を散布せざるを得ない場合でも、農薬の飛散防止に努めるなど、十分な配慮をしましょう。

注：農薬には、作物や樹木に発生する病害虫の防除を目的に散布するものの他に、ガーデニングや家庭菜園用のスプレー式の殺虫剤や殺菌剤、芝生等の雑草対策で使用する除草剤なども含まれます。

* 環境省 公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル

https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan_risk/manual1_kanri.html

周辺住民等への健康被害を回避するための留意事項を掲げて作成されました。

農薬使用の回数と量を減らそう

病害虫や雑草の早期発見に努めよう

観察や見回りなどを行い、病害虫被害や雑草の発生の早期発見に努めましょう。例えばガの仲間には、ふ化してしばらくは幼虫が集団で行動するものがあります（アメリカシロヒトリ等）。この場合、早期に発見できれば捕殺を容易に行うことができます。一方、発見が遅れると、食害により被害は増加し、幼虫は分散して捕殺が困難になる一方、薬剤の効果が低下する恐れがあります。

農薬のスケジュール散布はやめよう

「毎年この時期に散布しているから」といった、病害虫の発生や被害を確認せずに定期的に農薬を散布することはやめましょう。業者に作業を依頼している場合も同様です。

農薬散布時期
年2回(6月、8月)行うこと

時期だけで散布を行わない

栽培前に、病害虫に強い作物や樹木、品種について検討しよう

作物や樹木の種類によって、病害虫による被害の発生程度は大きく異なります。さらに、ツバキ等にはチャドクガが発生し、その毒毛により皮膚に湿疹を引き起こすことがあります。病害虫に強い作物や樹木、品種を選んだり、人への被害が予想される樹種を植えないなどよく検討しましょう。

連作を避け、適切な土作りや施肥の実施を行おう

同じ土地に、続けて同じ作物を栽培する（連作）と、病害等が発生しやすくなるので避けましょう。また、窒素肥料が過剰になると病害虫が発生しやすくなる傾向があるので、注意しましょう。

農薬以外の物理的防除を優先して行おう

特に公園等においては、害虫の捕殺や被害を受けた部分の除去などの物理的な防除を優先し、やむを得ない場合にのみ農薬による防除を選択しましょう。住宅地のそばの農地や家庭菜園などにおいても、防虫網の活用などの物理的防除に取り組みましょう。

除草剤を使用しない緑地管理の例



チップや砂利、クローバー等による空き地管理



ヤギによる緑地管理



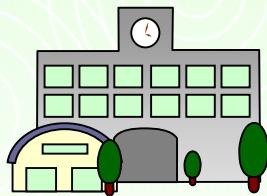
草刈りや草抜き

やむを得ず農薬を使用する場合には…

事前に十分な周知を行おう

農薬を散布する場合は、事前に周囲に住んでいる方等へ十分な周知を行いましょう。化学物質に敏感な方が居住している場合は、必ず事前周知他十分な配慮が必要です。周知内容には、農薬を使用する目的、散布日時、使用農薬の種類、農薬散布者の連絡先を含めましょう。

近隣に学校・通学路がある場合は、学校や保護者等にも連絡しましょう。



近隣に学校、通学路がある場合、事前に学校へ連絡



看板による事前の周知

飛散しない農薬を選ぼう

誘引、塗布、樹幹注入や粒剤など、飛散の少ない農薬を活用しましょう。やむを得ず農薬を散布する場合は、害虫の発生箇所のみに散布する等、最小限の区域の散布に留めましょう。



フェロモン剤による誘引



塗布

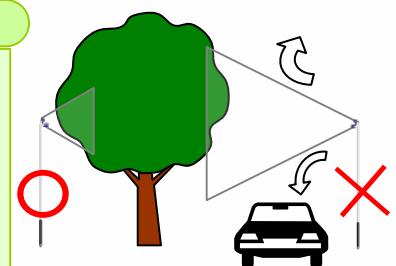


樹幹注入

農薬の飛散防止に最大限の配慮をしよう

農薬の散布は、風が無風か弱いときに行うなど、天候や時間帯を選んで行いましょう。特に、近くに学校・通学路がある場合は子どもに影響の出ないよう注意しましょう。

粒剤等飛散が少ない農薬や、飛散を抑制するノズルを使用したり、動力噴霧器の圧力を上げすぎないなど農薬の飛散防止を行うとともに、散布作業中は、風向きやノズルの向き等に注意しましょう。



なるべく対象物の近くから、風向きやノズルの向きにも気をつけて散布しよう。

農薬はラベルに記載された内容に従って使おう

農薬取締法に基づいて登録された、対象の植物に適用のある農薬を、ラベルに記載された使用方法及び使用上の注意事項を守って使用しましょう。



ラベルの記載例



△△△フロアブル 農林水産省登録番号第〇〇〇号
有効成分:□□□□□...30%

適用作物・害虫と使用方法

農林水産省登録番号第〇〇〇号
があるのを確認しよう

使用基準(使用方法)はしっかりと守る

作物名	適用病害虫	希釈倍数	使用時期	総使用回数	使用方法
樹木類	アメリカシロヒトリ	2000倍	発生初期	4回	散布
さくら	モンクロシャチホコ	2000倍	発生初期	4回	散布
つばき	チャドクガ	1500倍	発生初期	4回	散布

注意事項をきちんと読んで守ろう

小きい 芝	イラガ類 タマナガ ガ	1000 倍 1500 倍	発生初期ただ し収穫7日ま えまで	3回以 内	散布

注意事項

- 散布調整液は、できるだけ速やかに…
- ・アルカリ性の強い石灰硫黄合剤、…

むやみな農薬の現地混用は行わない

ラベルに混用に関する注意事項がある場合は必ず守りましょう。

農薬の現地混用、特に有機リン系農薬同士の混用は絶対にやめましょう。



有機リン同士の混用は行わない

散布区域に人が入らないよう対策を講じよう

公園等では看板による表示などを行い、散布区域に気づかず人が立ち入ることがないよう配慮しましょう。

散布区域をコーン等で区分け



看板による表示

農薬の使用履歴を記録し、保管しよう

農薬使用簿

月日	場所	対象	剤名	希釈倍数
○月△日	A公園 B区	さくら	C水和剤	1,000倍

使用履歴の記載例

農薬により健康被害を受けることがあります

農薬危害防止はあなたの心がけから

農薬は、使い方を誤れば自らの健康を損なうばかりでなく、周辺の住民、特に化学物質に対する感受性が高いぜんそくの人や化学物質過敏症の人、妊婦や子どもたちに健康被害を与えることがあります。

農薬を使用するときは、保護メガネ、マスク等を着用し、自らの被害防止を徹底することはもちろん、周囲への影響についても十分配慮しましょう

表 農薬中毒の例

農薬の種類	主な用途	症状（軽症）
有機りん剤	殺虫剤、殺菌剤、除草剤	食欲不振、胸部圧迫感、発汗、流涎、恶心、嘔吐、腹痛、下痢、倦怠感、不安感、頭痛、めまいなど
ネオニコチノイド剤	殺虫剤	恶心、嘔吐、流涎、頻脈、血圧上昇など

「農薬中毒の症状と治療法(第18版)(農薬工業会)より抜粋」

散布作業中や散布後に異常を感じた場合は、直ちに医師の手当てを受けてください。

農薬に関する諸情報及び飛散防止に関する情報が入手できるホームページ

「農薬コーナー(農林水産省)」 <https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>

農薬の適用内容の確認ができるホームページ

「農薬登録情報提供システム(農林水産省)」

<https://pesticide.maff.go.jp/>

環境における農薬のリスク評価・管理に関する情報が入手できるホームページ

「農薬対策関係(環境省)」 <https://www.env.go.jp/water/noyaku.html>

病害虫の防除や農薬の使用についてのお問い合わせ先

〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1

岐阜県農政部農産園芸課 電話:058(272)1111(内線)2859

岐阜県環境生活部環境管理課 電話:058(272)1111(内線)2836

〒501-1152 岐阜市又丸729-1

岐阜県病害虫防除所 電話:058(239)3161